

議案第1号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成25年10月23日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「高等学校」を「県立学校」に、同項第7号を次のように改める。

(7) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員に関する事。

第2条第1項第23号を次のように改める。

(23) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第3項の規定に基づく違反の是正等の要求、同法第245条の6の規定に基づく違反の是正等の勧告及び同法第245条の7第2項の規定に基づく違反の是正等の指示に関する事。

第2条第1項第24号を第25号とし、第6号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認する事。

第2条に次の3号を加える。

(26) 行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）する事。

(27) 指定管理候補者の選定に関する事。

(28) 教育委員会の指令、達等の文書を発する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

現在、中央教育審議会において教育再生実行会議の提言を踏まえ、地方教育行政のあり方等について審議を進めているところである。

その中でも地方教育行政の権限と責任の不明確さが問題視されていることから、沖縄県教育委員会の権限について現在の教育庁の業務執行状況や、他県の状況等を踏まえ明確化する必要がある。

また、教育委員会会議で審議する事項を基本計画、方針等の重要な大綱的事項に精選することで会議の活性化を図る必要がある。

そのため、同規則の一部を改正する。

3 改正案の概要

- (1) 県立学校の教科書採択に関することを定める。(第2条第6号)
- (2) 地方自治法の規定に基づく是正の要求、是正の勧告及び是正の指示に関することを定める。(第2条第24号)
- (3) 行事を主催、共催又は後援することを定める。(第2条第26号)
- (4) 指定管理候補者を選定することを定める。(第2条第27号)
- (5) 教育委員会の指令、達等を発することを定める。(第2条第28号)
- (6) この規則は、公布の日から施行する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第26条第2項

5 関係各課との調整状況

教育庁関係各課と調整済

6 添付資料

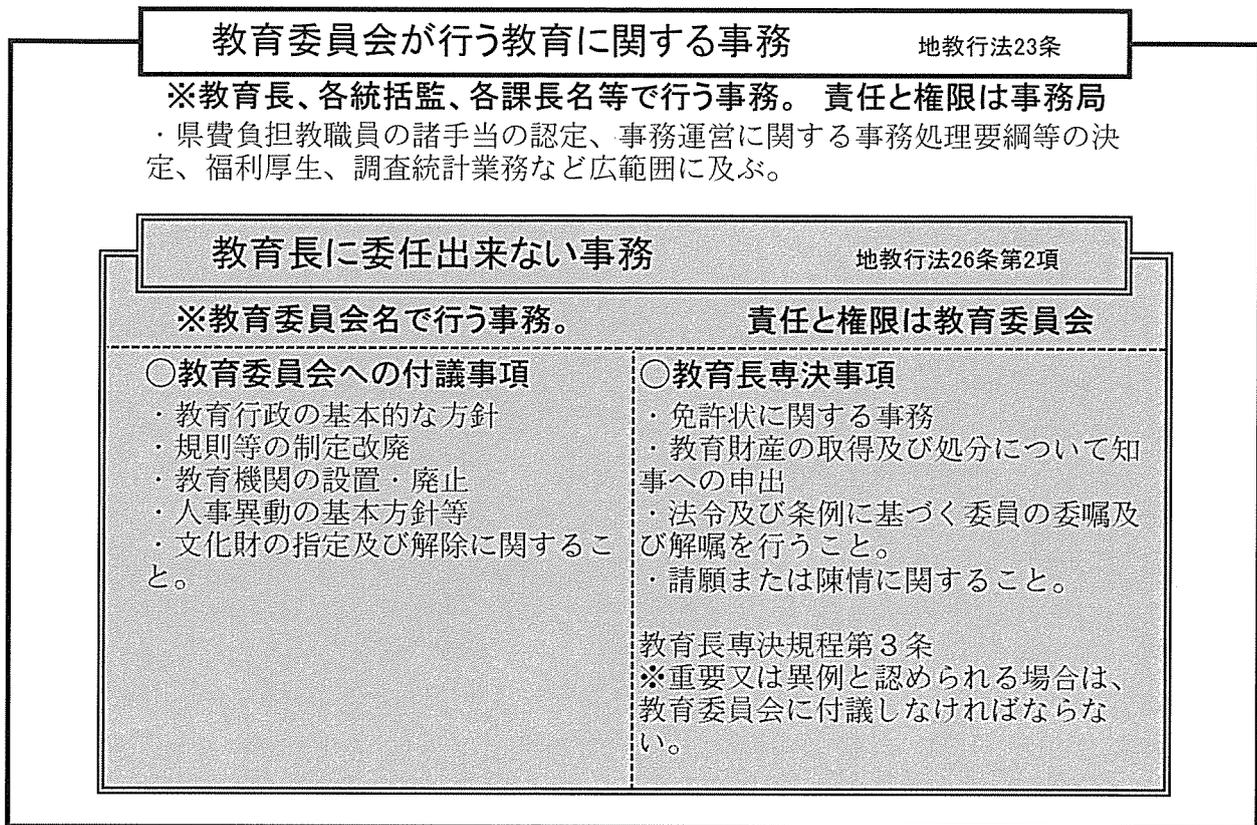
- (1) 新旧対照表
- (2) 委任と専決について

新旧対照表
 ○沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。</p> <p>(2) 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。</p> <p>(3) 法第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p> <p>(4) 県立学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。</p> <p>(6) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。</p> <p>(7) 県立学校の通学区域の指定に関すること。</p> <p>(8) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員に関すること。</p> <p>(9) 人事異動の基本方針を決定すること。</p> <p>(10) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。</p> <p>(11) 県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。</p> <p>(12) 校長、教員その他の教育関係職員の研修計画の基本方針を定めること。</p> <p>(13) 教育委員会の表彰に関すること。</p> <p>(14) 教育財産の取得及び処分申し出に関する事項のうち、重要なものに関すること。</p> <p>(15) 教育委員会の規則、訓令及び告示の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(16) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案の作成について意見</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。</p> <p>(2) 学校教育及び社会教育の基本方針に関すること。</p> <p>(3) 法第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</p> <p>(4) 県立学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。</p> <p>(6) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。</p> <p>(7) 県立学校の通学区域の指定に関すること。</p> <p>(8) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員に関すること。</p> <p>(9) 人事異動の基本方針を決定すること。</p> <p>(10) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。</p> <p>(11) 県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員の任免、懲戒その他の人事に関すること。</p> <p>(12) 校長、教員その他の教育関係職員の研修計画の基本方針を定めること。</p> <p>(13) 教育委員会の表彰に関すること。</p> <p>(14) 教育財産の取得及び処分申し出に関する事項のうち、重要なものに関すること。</p> <p>(15) 教育委員会の規則、訓令及び告示の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(16) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案の作成について意見</p>

<p>を申し出ること。</p> <p>(16) 市町村に対する国の教育関係負担金及び補助金の配分の基本方針を定めること。</p> <p>(17) 学校その他の教育機関の施設整備の基本計画を定めること。</p> <p>(18) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(19) 文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(20) 教育職員免許状に関すること。ただし、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項に規定する免許教科外教科担任の許可に関することを除く。</p> <p>(21) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。</p> <p>(22) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(23) 市町村長又は市町村教育委員会に対する措置要求に関すること。</p> <p>(24) 請願又は陳情に関すること。</p>	<p>を申し出ること。</p> <p>(17) 市町村に対する国の教育関係負担金及び補助金の配分の基本方針を定めること。</p> <p>(18) 学校その他の教育機関の施設整備の基本計画を定めること。</p> <p>(19) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。</p> <p>(20) 文化財の指定及び解除に関すること。</p> <p>(21) 教育職員免許状に関すること。ただし、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項に規定する免許教科外教科担任の許可に関することを除く。</p> <p>(22) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。</p> <p>(23) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。</p> <p>(24) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第3項の規定に基づく違反の是正等の要求、同法第245条の6の規定に基づく違反の是正等の催告及び同法第245条の7第2項の規定に基づく違反の是正等の指示を行うこと。</p> <p>(25) 請願又は陳情に関すること。</p> <p>(26) 行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。</p> <p>(27) 指定管理候補者の選定に関すること。</p> <p>(28) 教育委員会の指令、達等を発すること。</p> <p>（重要かつ異例事項の付議）</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に付議しなければならない。（臨時代理）</p> <p>第4条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第2条各号に定める事項について臨時に代理することができる。</p> <p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告しその承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>(重要かつ異例事項の付議)</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に付議しなければならない。（臨時代理）</p> <p>第4条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第2条各号に定める事項について臨時に代理することができる。</p> <p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告しその承認を得なければならない。</p>	<p>(重要かつ異例事項の付議)</p> <p>第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に付議しなければならない。（臨時代理）</p> <p>第4条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第2条各号に定める事項について臨時に代理することができる。</p> <p>2 前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教育委員会に報告しその承認を得なければならない。</p>

教育委員会の権限に属する事務の委任及び専決について



関係法令抜粋

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。